

新しい仕組みで変わること

1 地域の皆さんが

回収方法を選択できます

新しい「集団資源回収」では、町内会などの市民協力団体と登録回収事業者が直接回収に関わる契約を結びます。

これからは、例えば「回収日を土日にする」、「各家庭ごとの戸別回収にする」など、それぞれの地域の状況にあわせて、市民協力団体が回収方法を選択することができます。

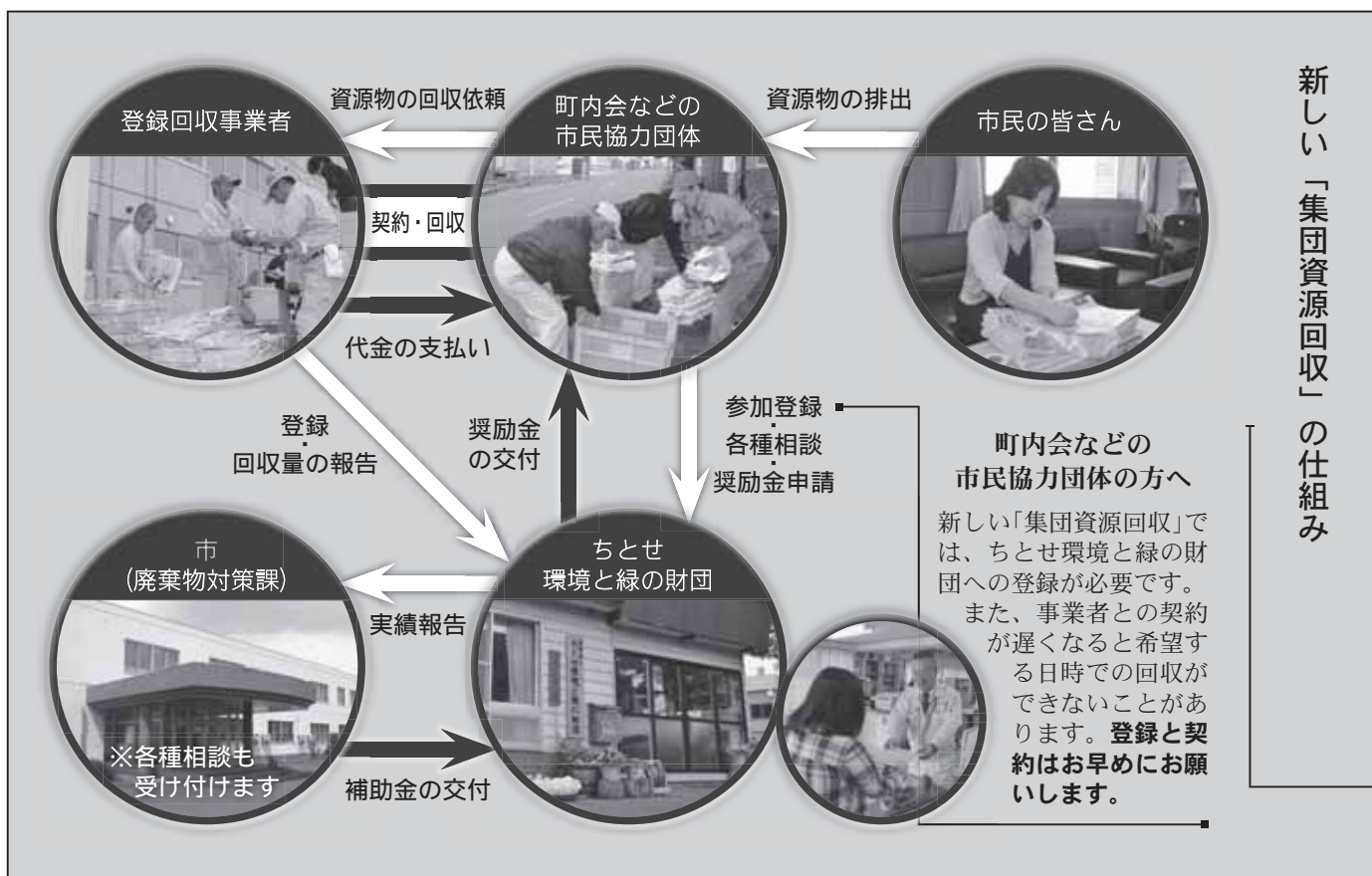
2

回収量にあわせて一定の
奨励金が交付されます

市民協力団体が契約した回収事業業者に直接回収を依頼する新しい仕組みでは、団体には、契約した回収事業者から資源物を売り払った際の売却代金から諸経費を除いた額が支払われるほか、ちとせ環境と緑の財団から奨励金が交付されます。

奨励金は資源物の回収量にあわせて一定額（1キログラムあたり4円）が交付されます。

新しい「集団資源回収」の仕組み



10 月から始まる新しい仕組みを進めるため、まずは、町内会などの

市民協力団体にあう回収方法を検討してください。その後、回収事業者と契約し、ちとせ環境と緑の財団へ登録する手続きが必要です。

「集団資源回収」の仕組みが変わることで、これまで回収に参加していない町内会や団体なども新たに参加しやすくなります。

市は、多くの団体などに参加いただき、回収される資源物を増やすことにより、さらなるごみの減量と資源循環を進めます。

※次回の8月号では、「集団資源回収」の仕組みが変わること、市民の皆さんにとって何がかわるのか、回収事業者との契約を結んだ市民協力団体の事例などを具体的に紹介します。

お問い合わせ
 廃棄物対策課
 資源循環推進係
 ☎(23) 2 1 1 0

登録などの手続きは
 ちとせ環境と緑の財団
 資源振興係
 (本町3丁目)
 ☎(26) 1 2 1 3